

(別紙)

### 定期監査の結果に関する措置状況

※指摘事項の ( ) 内が報告書の該当ページとなります。併せてご確認ください。

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
支払時期 (2～3 ページ)	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。	検査完了後、速やかに請求書を提出するように事業者へ促すことを、課内で再度徹底してまいります	教育指導課
	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。	事業者へは請求書の速やかな提出を事前に指導し、提出が遅れている事業者に対しては督促を徹底して行うよう所内で共有し、検査完了後から支払いまでの期間が2か月以下になるように措置を行いました。なお、先方都合により請求が遅れる場合は、必要に応じて文書による報告を求める等の対応を行っていく。	教育センター
適正な事業運営の確保 (3～4ページ)	民間学童クラブの運営費補助金において、年度の終了が近い令和4年3月30日に交付申請がされており、同日に交付決定が行われている。このことから事業開始前に事業が適正であるかの審査ができていない。また、実施状況報告書も、令和4年3月31日に12カ月分がまとめて提出されており、実施状況報告書に基づく適正な事業運営の確認がされていない。	運営費補助を行うための区の要綱は、当該年度の東京都の要綱改正内容を反映させますが、例年、都要綱の改正は、年度後半に通知され、その後に区要綱を改正しています。 なお、要綱改正までの期間の事業については、事前に事業者から当該年度の事業計画書の提出を受け、事業内容の確認を行っています。 また、区要綱の第9条に基づき、年度途中の交付決定を受けた場合においては、交付決定を受けた翌月10日までに実施状況を報告することとなっております。 しかし、この度は、都要綱の改正時期からも時間が経過していた実態がございましたので、今後は、都の要綱改正後、速やかに区の要綱を改正し、交付決定の処理を行うように努めてまいります。	児童青少年課

見積書の徴取等 (4～5ページ)	特定の事業者の許可番号、最終目的地及び処分場所等が記載された契約書を仕様書として使用し、適正な見積書の徴取が行われていない。	今後は適切な仕様書を使用し、適正な見積書の徴取を行ってまいります。	学務課
仕様書と異なる契約履行(7～8ページ)	仕様書に示す範囲外の作業も事業者が行ってしまったが口頭で了承し、契約書で定める委託料を支払っている。	実施する業務内容に誤認が生じないようにわかりやすい件名としたほか、仕様書に別紙として色分けした図面を添付するなど内容を詳細にしました。	教育総務課